

困ったときはここに相談

市消費生活センター

問い合わせ 市消費生活センター ☎ 573236

申し込んでいないのに強引に送りつけられる!?

**高齢者を狙った健康食品の
悪質な販売手口にご注意!**

「以前お申し込みいただいた健康食品を今から送ります」などと突然電話があり、申し込んだ覚えがないと断ったのに健康食品を強引に送りつけられるという相談が高齢者から数多く寄せられています。業者から「申し込んだのだから払え」と高圧的に言われ、押し切られて購入を承諾してしまったり、判断力や記憶力の衰えた高齢者を狙って勧誘している事例も多いです。



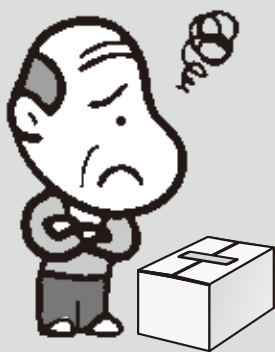
消費生活センター キャラクター
ひっかからないカモ

【相談事例】

受け取り拒否をしても再度勧誘され、支払うように強要される

突然、「以前申し込まれた健康食品を配達しても良いか」と電話があった。全く心当たりがなかったのですが、その旨を伝えたが、「先月末に申し込みを受けた」と言われた。その日のうちに代金引換配達で健康食品が届いたが、覚えがないので受け取り拒否をした。数時間後に業者から電話があり「1カ月もかかって製造したものを受け取らないとは、会社をつぶす気か。3個約3万円を約2万円に値下げした。自分で申し込んだのだから支払え」と、怖い口調で言われた。しばらくして、再度配達され仕方なく約2万円を支払い、健康食品を受け取った。しかし、外箱を空けたら1個しか入っていないかった。そもそも自分は注文していないので返金してほしい。

(80歳代 男性)



アドバイス

1 申し込んだ覚えもなく、購入するつもりがなければ、きっぱり断る
電話で一度断ったにもかかわらず再度勧誘してくることは、特定商取引法において禁止されています。また、自衛策として、知らない相手からの電話には出ないようにすることの一つの方法です。

2 一方的に送りつけられた商品は受け取り拒否をする

業者の連絡先などがわからないことが多いため、いったん支払ってしまった代金は取り戻すことが非常に難しいです。心当たりのない宅配便や、勝手に送りつけられてきたものは受け取り拒否をしてください。また、配達物が届くときには家族に一言言っておくようにし、確認が取れない荷物は、とりあえず受け取らないようにルールを作ること、誤って商品を受け取ってしまうことも防げます。

なお、特定商取引法においては、一方的に商品を送りつけられても、「承諾」の意思を示していなければ契約は成立していないので、商品の受け取り義務や支払い義務はないとされています。もし受け取ってしまった場合は、14日間開封せず保管しておく必要がありますが、その後は自由に処分できます。

3 電話で勧誘され承諾してしまった場合はクーリング・オフできる

「申し込んだだろう」と電話で言われ、断りきれずに承諾し商品が届いた場合、消費者は、特定商取引法で定められている書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフをすることが出来ます。なお、特定商取引法に定めるクーリング・オフは、契約解除の理由を問いません。また、クーリング・オフ期間の8日間を過ぎても、トラブルが解決できるケースもあります。

4 周りの方は高齢者がトラブルにあっていないか見守る

トラブルにあう人のほとんどが高齢者であり、判断力不足に乗じて、強引に商品を送りつけるような手口が見受けられます。周り的高齢者がトラブルに巻き込まれないよう、家族や周囲も注意し、見守ることが大切です。

5 トラブルにあったら、すぐに消費生活センターに相談する

商品の送付を断っても、業者が商品を送ると言ってくるような場合など、困ったことがあれば、近くの消費生活センターに相談してください。